**白川村役場ホームページ広告掲載募集要項**

**令和４年８月**

**白川村総務課**

**白川村では、白川村公式ホームページの日本語ページ（以降「村日本語ＨＰ」と略す。）に掲載する有料バナー広告を下記の内容で募集します。皆様是非ご活用ください。**

**●現状のアクセス件数**

村日本語ＨＰの令和3年10月1日〜令和4年3月31日までの6カ月間のユーザー数は458,399人、ページビュー数は3,706,859ページです。

※ユーザー数・ページビュー数はバナー掲載外のページへのアクセスも含みます。

※ユーザー数は同一人物の期間内アクセスを一回のみカウントした数字です。

※ページビュー数は期間内に閲覧された総ページ数です。同一人物が複数回同じページを 閲覧した場合もカウントされます。

※アクセス件数を保証するものではありません。

**●バナー広告掲載位置、枠数**

・村日本語ＨＰの各ページの再下段に掲載するバナー広告（全6枠）。別添「白川村ホームページ広告掲載位置見本（PDF）」参照。

・掲載する位置（６箇所の並び順）は白川村で決定します。

**●バナー広告の掲載期間**

・期間　令和4年10月1日～令和5年3月31日　6か月間

・募集（審査）の結果、6枠に満たない場合は、継続して募集（審査）を行いますが、以後先着順とし原則翌月1日からの掲載とします。（但し、掲載期限は令和5年3月31日）

・毎年4月～9月、10月～翌年3月の年2回募集する予定。

・6か月未満の掲載はできません。

**●バナー広告の規格**

・大きさ：ヨコ120ピクセル、タテ60ピクセル

・容量目安：10キロバイト以内

・形式：jpg形式またはgif形式（※掲載基準をご確認ください）

**●バナー広告の掲載料金**

・村内事業者の場合月額：1枠 ２，０００円×６カ月　　１２，０００円（消費税別）

村外事業者の場合月額：1枠 ３，５００円×６カ月　　２１，０００円（消費税別）

・掲載料は６か月分を一括前払いとします。（請求書若しくは納付書に記載された期日までに入金の無い場合は掲載決定を取り消します。）

・サーバーの不具合やメンテナンス等により、村日本語ＨＰが一時的に閲覧できなくなった場合は、月単位での閲覧不能日数が５日を超える場合に限り、日割り計算にて掲載料金を返金します。５日以内の場合は返金対象とはしませんので予めご了承ください。

・掲載期間中に申請者の都合により広告掲載を止める場合は、掲載を止めた日の翌月1日から掲載終了期間までの掲載料金を月割単位で返金します。

**●掲載基準**

**［広告内容に関して］**

白川村広告掲載要綱（2012年4月1日施行）第２条のいずれかに該当する場合は、掲載できません。

**［広告形式に関して］**

次のいずれかに該当するバナー広告は、掲載できません。

（ 1 ）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタンを表示するデザイン

（ 2 ）アラートマーク（「注意」「警告」等）を表示するデザイン

（ 3 ）ラジオボタンを表示するデザイン

（ 4 ）テキストボタン（入力できるように見えるもの）を表示するデザイン

（ 5 ）プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）を表示するデザイン

（ 6 ）gifアニメーションを使用するデザイン

（ 7 ）村日本語ＨＰのコンテンツの一部のように見えるデザイン

（ 8 ）ホームページの閲覧者に不快感を与えると思われるデザイン

**●申込み方法**

・所定の広告掲載申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで持参若しくは送付ください。

・お申込み受付期間　　令和4年8月17日から9月9日（必着）

・送付先　　　〒501-5692　岐阜県大野郡白川村鳩谷５１７

白川村役場　総務課　管財係　宛

・お問合せ　　電話：０５７６９－６－１３１１　ファックス：０５７６９－６－１７０９

Ｅメール　　soumu-kanzai @vill.shirakawa.lg.jp

**●審査、決定通知**

・審査（申込みが多い場合は抽選）後、決定の有無を速やかに通知します。

・審査は、白川村内事業者の掲載を優先しますので、予めご了承ください。

・掲載許可の場合・・・掲載決定通知書と併せて掲載料の請求書を送付します。また、掲載内容（バナー、URL等）について確認をさせていただく場合があります。

**●掲載開始**

・４月1日から。但し、掲載料(６か月分前納)が期限までに入金されていない場合は、掲載決定を取り消します。

・掲載枠に達せず追加募集を行った場合は、原則受付（審査、決定）後の翌月1日からとします。

●その他　本基準に記載の無い事項については、白川村で判断し決定します。